

サービス約款

本約款は、コインージ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する暗号資産販売所その他の当社が提供する一切のサービス（第2条第3項において定義し、以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくためのサービス約款であり、本サービスのお客様が遵守すべき事項および当社とお客様との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条（本約款の適用）

1. 本約款は本サービスに適用されるものです。
2. 当社は本サービスに関し本約款とは別に特定のサービスについて当社が定める個別の約款、取引説明書その他の関連規程等（以下「個別約款等」といいます。）を別途定める場合があります。個別約款等と本約款の規定が異なる場合、個別約款等の規定が本約款に優先して適用されるものとします。ただし本約款において本約款が個別約款等のために優先する旨を規定している場合はこの限りではありません。

第2条（定義）

1. 「暗号資産」とは資金決済に関する法律第2条第5項で規定する「暗号資産」を意味します。暗号資産は本邦通貨または外国通貨とは異なります。
2. 「当社ウェブサイト」とは当社が「coinage.co.jp」のドメイン（サブドメインおよび変更後のドメインを含みます。）において運営するウェブサイトを意味します。
3. 「本サービス」とは当社が提供する一切のサービスを意味します。
4. 「お客様」とは第4条に基づき本サービスの利用を行うための口座の開設が完了した個人を意味します。
5. 「本口座」とはお客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、第4条に定める方法により開設した取引口座を意味します。
6. 「本契約」とは第4条第5項に基づき当社とお客様との間で成立する本約款および個別約款等の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。
7. 「外国 PEPs」とは以下の各号の外国 PEPs (Politically Exposed Persons) を意味します。
 - (1) 外国の元首
 - (2) 外国において下記の職にある者
 - ① 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ② 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職

- ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ⑥ 中央銀行の役員
 - ⑦ 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
- (3) 過去に(1)または(2)であった者
 - (4) (1)から(3)の家族(配偶者(事実婚を含む。))、父母、子、兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子)
 - (5) (1)から(4)が実質的支配者である法人
8. 「内部者」とは、以下の各号のいずれかに該当するものを意味します。
- (1) 当社が取り扱う暗号資産の発行者及び管理者
 - (2) (1)の者の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める意味をいう。)
 - (3) (1)および(2)に掲げる者の主要株主(発行済み株式総数の10%以上を保有する株主をいう。)
 - (4) (1)および(2)に掲げる者の役員
 - (5) (4)に掲げる者でなくなった後1年以内の者
 - (6) (4)に掲げる者の配偶者及び同居者
 - (7) (1)および(2)に掲げる者の従業者
 - (8) 暗号資産交換業者の主要株主および役職員(契約社員、派遣社員等非正規社員も含む)

第3条 (本サービスの利用)

- 1. お客様は本約款および個別約款等に掲げる事項を十分に理解し、また承諾したうえで本サービスを利用するものとします。お客様は本約款および個別約款等に同意をしない限り本サービスを利用することができません。
- 2. お客様は本サービスを実際に利用することにより本約款および個別約款等に同意をしたものとみなされます。
- 3. お客様は本サービスに関する知的財産権およびその他の権利を取得するものではありません。

第4条 (口座の開設)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は当社所定の手

続き（法令に基づく取引時確認手続の完了を含みます。）に従い、当社に対し本口座の開設を申し込むものとします。

2. 本口座の開設の申込みに当たっては以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。
 - (1) 日本国内に居住するお客様の年齢が満20歳以上満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - (2) 反社会的勢力について以下の点を表明・確約すること。
 - ① 現在、且つ将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと。
 - ② 自らまたは第三者を利用して反社会的行為を行わないこと。
 - (3) マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - (4) 前各号に関して虚偽の申告をし、もしくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には取引が停止され、または通知により本口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (5) 本約款および個別約款等の内容に同意し、ご自身の判断と責任により本サービスをご利用いただけること。
 - (6) 当社からの振込先口座は日本国内に存する金融機関の本人名義の金融機関口座を指定すること。
 - (7) ご自身専用のパソコンまたはスマートフォンまたはタブレットをお持ちでありご利用が可能なこと。
 - (8) ご自身専用のスマートフォンまたはタブレットにより Google Authenticator アプリ（iOS・Android 版があります）をインストールし、当該アプリを通じた認証が可能であること。
 - (9) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。
 - (10) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解でき、また日本語による電話等での会話が可能であり意思疎通に何ら支障がないこと。
 - (11) 外国 PEPs に該当しないこと。
 - (12) 口座はお客様お1人につき1口座であることを了承すること。
 - (13) その他当社の利用者受入方針および社内規程に基づき定める基準を満たしていること。
3. 当社は、本口座の開設の諾否につき、当社の審査基準に基づき判定するものとし、当社が本口座の開設を承諾した場合に限りお客様は本サービスを利用することができます。なお当社は当該審査基準を開示しないものとします。
4. 当社は、利用希望者による本口座の開設を承諾する場合、その旨を利用希望者に対して当社所定の方法によって通知し、この通知の受領および初回ログインの時点をもつ

て本口座の開設が完了し、当該利用希望者は当社のお客様となるものとします。

5. 前項に定める手続の完了時に本約款および個別約款等の定めに従った本サービスの利用契約がお客様と当社との間に成立するものとし、お客様は本サービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。
6. 本口座の開設にかかる手続の完了後であっても、関連法令に基づく取引時確認が必要な場合その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し各種確認や当社が指定する必要書類の提出を求める場合があります。お客様が正当な理由なくこれらの確認に応じず、また必要書類を提出しない場合、当社は当該お客様との取引の全部または一部を停止し、または口座を凍結することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 前項の各種確認や必要書類の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当社はお客様との取引の全部または一部を制限する場合があります。これにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 前二項に定める取引の制限等について、お客様からの説明等に基づきマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限等を解除します。
9. 第3項の定めにより、利用希望者による本口座の開設が認められなかった場合、当社が第6項または第7項の定めに従って取引の制限等を行った場合でも、当社は当該利用希望者および当該お客様に対してその理由を明らかにする義務を負わないものとします。また、この場合当社は利用希望者およびお客様から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第5条（登録情報の届出・変更）

1. お客様は正確、真正かつ最新の氏名、住所、生年月日、メールアドレスその他当社が定める情報（以下「登録情報」といいます。）を当社が定める方法により届け出るものとします。
2. お客様は、登録情報に変更があった場合には、当社が定める方法により速やかに変更の届出を行うものとします。
3. 当社は、お客様が前各項の届出を怠ったことにより損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第6条（利用環境の整備等）

1. お客様は自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（以下「お客様設備」といいます。）

- す。)を用意しインターネットを介して本サービスを利用するものとします。
2. お客様は自己の費用と責任において、当社が定める本サービスの利用環境を整備するものとします。
 3. お客様設備、その通信環境等本サービスの利用環境に不具合がある場合には、当社はお客様に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。
 4. 当社が定める本サービスの利用環境を整備せずに本サービスを利用した結果、お客様に発生した損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 (本サービスの利用)

1. お客様のために開設された本口座は、当該お客様本人のみが使用できるものとし、お客様ご自身が本口座を管理する一切の責任を負うものとします。お客様は、家族を含めいかなる者に対しても、本口座を譲渡・貸与・質入れし、または利用を許諾することはできないものとします。登録されたお客様のユーザーID (ログイン時に使用する口座番号またはメールアドレスをいいます。以下同じ。) およびパスワード (第二認証その他のセキュリティ措置を含みます。以下同じ。) は、お客様ご自身の責任で厳重に管理しなければならないものとします。
2. お客様は、当社所定の方法により本口座への金銭の入金を行い本サービスを利用することができます。本口座への入金はお客様本人名義の預金口座からに限り、ただしお客様からの入金による金銭の当社への預託はお客様が振込その他の手続を完了した時点ではなく当社が当該入金を確認した時点をもって行われたものとします。
3. 当社はお客様の求めにより本口座において管理されている金銭の払戻しに応じます。お客様は自らの責任において金銭の振込先の預金口座 (お客様本人名義の預金口座に限り、) を指定することとします。当社はお客様の指図に従って当該預金口座への入金を行った場合にはかかる金銭について生じ得る一切の責任を免れるものとします。
4. 金銭の入金および払戻しの上限はそれぞれ別途当社の定めるところによるものとします。
5. お客様からお預かりした金銭が長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されない場合、当社は当該お客様に通知したうえで、当該お客様の承諾を得ることなく当該金銭について第3項に基づきお客様が指定する預金口座に振り込む等の方法によりお客様に対し払戻しを行う権利を有するものとします。当該払戻しに要する費用はお客様の負担とし、お客様からお預かりした金銭が当該費用に不足する場合には不足分の支払いがない限り当社は払戻し義務を負わないものとします。

第8条 (ユーザーID とパスワード管理)

1. お客様は自己の責任においてお客様の本口座のユーザーID およびパスワードを管理お

よび保管するものとし、これを第三者に利用させたり譲渡、貸与、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. 当社は、当社ウェブサイトへのログイン時および本サービスの利用時に入力されたユーザーIDおよびパスワードと、あらかじめ設定されたお客様のユーザーIDおよびパスワードとを照合し、その一致が確認できたときはお客様を正当なお客様とみなして取り扱うものとします。かかる照合の結果お客様を正当なお客様とみなして取扱を行った場合には、当該ユーザーID およびパスワードの偽造、変造、盗難または不正使用その他の如何なる事由があっても当社は当該取扱に係る取引を有効なものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. ユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、ハッキング等お客様の責に帰すべき事由による損害の責任はお客様が全て負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. お客様はユーザーID およびパスワードが盗まれたり第三者が使用していることが判明した場合には直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第9条（注文の受付）

1. お客様は暗号資産の売買のご注文に当たり暗号資産の種類、売り買いの別、数量、価格等、注文の執行に必要な事項を当社に対し明示するものとします。
2. 本約款に定める他、本サービスにおける注文方法、注文の有効期限、約定方法、決済方法その他の取扱については個別約款等に定めるところによるものとします。

第10条（注文等の照会）

1. お客様が本サービスを利用して行った取引の内容は本サービスの取引画面にて照会できるものとし、お客様は自己の責任によりかかる取引画面において取引の管理を行うものとします。

第11条（手数料）

1. 本口座のご利用にあたってお客様が負担する各種手数料の金額、徴収方法その他の取引手数料に関する取扱については本約款および個別約款等に定めるところによるものとします。

第12条（暗号資産の分別管理と混蔵寄託）

1. 当社は、お客様の法定通貨または暗号資産と当社の法定通貨または暗号資産とを厳格に分別して管理するものとします。
2. お客様が当社に寄託する暗号資産は他のお客様から寄託を受けた同一銘柄の暗号資産と混蔵して保管し、返還にあたっては混蔵保管されている暗号資産からお客様が寄託

された暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する混蔵寄託契約により寄託するものとします。本口座にお客様が有する数量が記録または記載される暗号資産については当社は諸法令に基づきお客様の有する権利の性質により適切に管理するものとします。

3. 混蔵寄託された暗号資産は、当社が自己で保有する暗号資産とは分別して暗号資産の種類ごとに当社が設置したウォレットで保管するものとします。
4. 前項により混蔵寄託された暗号資産は、それぞれのお客様ごとの保有数量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理するものとします。
5. 当社に暗号資産を混蔵寄託したお客様は、当該暗号資産および他のお客様が当社に混蔵寄託した同一暗号資産につきお客様の持分割合に応じて保有することとなるものとします。
6. 寄託暗号資産にかかわるお客様の持分割合は、お客様が当社より暗号資産を買い付けたときに発生し、売り付けたときに消滅します。

第13条（混蔵寄託暗号資産の返還）

1. お客様からお預かりした暗号資産の全部または一部に盗難・紛失等が発生した場合、お客様からの暗号資産の返還依頼に従いお客様の預り暗号資産として当社に混蔵寄託された暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産でお客様に返還するものとします。ただし、やむを得ない事情により返還の対象となる暗号資産の全てを当社が手当てできない場合には、当社はその一部または全部を日本円に換算して返還することができるものとします。
2. 返還する日本円の金額の算定は当社が定める時期（日本円に換算する必要が生じた時点から速やかな範囲で定める時期とします。）における当該暗号資産の価格を基に当社が算定するものとします。なお当社はかかる算定の方法（当該暗号資産の価格の基準日等を含みます。）についてお客様に通知するものとします。
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社はかかる事由についてお客様に通知の上かかる事由が解消したと当社が判断し、その旨をお客様へ通知するまでの間、暗号資産または日本円の返還を猶予できるものとします。
 - （1）本サービスを提供するために当社または当社の委託先が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器、ソフトウェアもしくはインターネット通信環境の不具合が発生した場合
 - （2）天災地変、戦争、騒乱または暴動等の不可抗力に基づく場合
 - （3）前各号のほか、当社が合理的な理由に基づき暗号資産または日本円の返還を猶予すべきと判断した場合

第14条（電磁的交付）

1. 当社は、本サービスの利用に関して当社がお客様に提供することが法令に規定されている各種交付書面および取引記録等について、紙媒体による書面の交付に代えて当社ウェブサイトまたは当社取引システムにおいて PDF ファイル等にてお客様の閲覧に供する方法により提供するものとし、お客様はそれを承諾するものとします。ただし当該 PDF ファイル等の閲覧期間は当該 PDF ファイル等に記録された記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間とします。

第15条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、本約款および個別約款等に特段の定めがない限り当社が適切と認める方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送信もしくは当社ウェブサイトまたは当社取引システムへの掲載により行う場合には、当該通知はそれぞれ電子メールの送信もしくは当社ウェブサイトまたは当社取引システムへの掲載がなされた時に効力を生じるものとし、お客様の住所宛に郵送により通知を行う場合には当該通知は当社が発信した時にその効力を生じるものとします。
3. 本サービスに関する諸通知がお客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取り扱うものとします。

第16条（通信の記録）

1. 当社はお客様との間で行われるいかなる電話通話、メッセージサービス等において受信されるメッセージ等についても事前の通告なしに録音または記録できるものとし、当社はかかる録音または記録の内容を利用者対応の品質向上等の目的で業務等において使用することができるものとします。

第17条（取引内容に関する照会等）

1. お客様からの注文につき、官公署等法令上の照会権限を有する公的機関から照会等がある場合には、お客様にお知らせすることなくこれに応じる場合があります。また、必要があるときは、当社からお客様に対し取引の内容を確認することがあります。この場合、お客様は速やかにこれに応ずるものとし、当社からの確認に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、本サービスの利用ができなくなる場合があることについて承諾するものとします。

第18条（受領情報の提供方法）

1. お客様は当社がお客様から金銭を受領したとき等に交付する書面に代えて、暗号資産

交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号、その後の改正を含みます。）
第 22 条第 5 項に規定する事項についての情報を、当社ウェブサイトまたは当社取引システム上に掲載する方法により提供することについて承諾するものとします。

第19条（ハードフォークに関する情報の収集および提供）

1. 当社は暗号資産のハードフォークに関する計画を認知した場合には、当該計画に関する情報（暗号資産のハードフォークの発生時期、内容、目的および期待される効果、当該ハードフォークを計画する者のプロフィール、当該ハードフォークによりお客様に生ずるリスク等）の収集に努めるものとし、お客様の暗号資産の取引または利用に資する情報を、適宜、お客様に提供するものとします。
2. 当社は善良な管理者の注意をもって前項の情報提供を行うものとしたしますが、その内容の正確性、網羅性等について保証するものではありません。

第20条（ハードフォークへの対応）

1. ハードフォークおよび新たに作られる暗号資産に対する対応については、個別約款等において定めるところによるものとします。

第21条（ハードフォーク時の本サービスの利用制限）

1. 当社はお客様の資産保全と取引の安全性・安定性に鑑み、暗号資産のハードフォークによってお客様の資産保全または取引履行に関して何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当該ハードフォークが発生すると予想される時点の一定期間前から当該ハードフォーク後に本サービスの安定稼働環境の確認を終えるまでの間、当該暗号資産の取引サービスの利用を一時的に制限または停止する等の必要な措置を実施する場合がありますものとしてします。
2. 前項における本サービスの利用制限や一時停止および本サービスの再開については、当社ウェブサイトまたは当社取引システムでの掲載もしくは当社が別途定める方法で速やかにお客様にお知らせするものとします。
3. 第 1 項の本サービスの利用制限や一時停止等の措置を実施した期間中に生じた暗号資産の価格変動によるお客様の損失（逸失利益を含みますがこれに限られません。）については、当社は一切の責任を負いません。

第22条（本約款等の変更または廃止等）

1. 本約款および個別約款等並びに本サービスの内容は、経済情勢の変化その他合理的理由があるときは、当社の判断により変更または廃止することがあります。また、かかる変更または廃止のために、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

2. 前項の変更または廃止、あるいは利用の停止により生じたお客様の損害については、当社は責任を負いません。
3. 本約款および個別約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が定める諸規則等の変更があった場合または当社が必要と認める場合に変更されることがあります。なお、変更の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、その変更事項を当社ウェブサイトまたは当社取引システムへの掲載その他当社の定める方法により通知するものとします。

第23条（本サービスの中断および廃止）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様に通知することなく本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために当社もしくは当社の委託先が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（以下、「本サービス用設備」といいます。）の故障により点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故、故障等により停止した場合
 - (3) 本サービス用設備への不正アクセス、アタックまたは通信経路上での傍受等により本サービスを提供することができない場合
 - (4) コンピューターウィルスの本サービス用設備への侵入により本サービスを提供することができない場合
 - (5) 天災地変、戦争、騒乱または暴動等の不可抗力、ストライキ、法令・規則等の変更、法定通貨もしくは暗号資産事情の急変などにより本サービスを提供することができない場合
 - (6) 法令、当社が所属する業界団体の内部規則、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と判断した場合
 - (7) 当社が提供する暗号資産の流動性が著しく低下した場合
 - (8) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合
 - (9) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (10) 第三者による本サービス用設備への不正アクセス等により、本サービス用設備の安全性を確認する必要がある場合
2. 当社は、本サービス用の設備の点検または保守作業を行うため、事前にお客様に通知の上、本サービスの提供を中断することができるものとします。
3. やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本サービスの提供を廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
4. 前項に掲げる廃止を実施した場合、当社は、お客様のために保有する資産を金融機関

の口座への振込その他当社が適切と認める方法によりお客様に返還することができるものとします。当該返還に要する費用はお客様の負担とし、お客様のために保有する資産が当該費用に不足する場合には不足分の支払いがない限り当社は返還義務を負わないものとします。また1円未満の端数、当社取扱最小単位未満の暗号資産の返還義務を負わないものとします。

5. 当社は前各項の本サービスの中断または廃止によりお客様が損害を被った場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第24条（本サービスの停止等）

1. 当社は、お客様が次の各号に該当する行為を行ったと判断した場合、当該お客様に対して本サービスの利用の停止、預り資産の凍結、その他当社が適切と判断する措置を当社の裁量により講じることができます。

- (1) お客様が法令もしくは本約款および個別約款等に違反する行為またはその趣旨に反する行為を行ったとき
- (2) お客様が反社会的勢力に該当し、もしくは反社会的行為をし、または第4条第2項に規定する反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (3) お客様の本サービスの利用が法令その他一切の取締法規に違反するとき
- (4) 本サービスが法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとき
- (5) お客様が日本国外に転居されたとき
- (6) お客様の所在が不明となったとき
- (7) お客様の相続の申出があったとき
- (8) お客様がマネー・ローンダリングに該当する行為またはこれに関連もしくは類似する行為、犯罪行為に関連する行為を行ったとき
- (9) お客様が架空、他者へのなりすまし、複数の本口座の所持などの行為を行ったとき
- (10) お客様が、本サービスによって提供される情報を、その全部または一部を問わず、当社の事前の同意なく、複写、再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、送信、送信可能化、改変、翻案、翻訳、もしくは貸与し、またはこれらの目的で利用または使用するために保管したとき
- (11) お客様が他のお客様または第三者に不利益を与える行為またはそのおそれのある行為を行ったとき
- (12) お客様が本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為を行ったとき
- (13) お客様が当社または本サービスの信用を毀損する行為またはそのおそれのある

行為を行ったとき

(14) お客様が、当社または他のお客様その他の第三者の知的所有権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウが含まれるがこれに限定されない）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利もしくは利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為を行ったとき

(15) お客様が上記各号に定める行為を助長する行為を行ったとき

2. 当社が前項の措置を行った理由については、その内容の如何を問わずお客様に対して一切お答えしないものとします。
3. 当社が行った第1項の措置に起因してお客様に損害が生じても当社は一切の責任を負いません。

第25条（禁止事項）

1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。

(1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(2) 本サービスの内容または本サービスにより利用できる情報を改ざんし、または消去する行為

(3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引またはその疑いのある行為

(4) 本約款および個別約款等に違反して第三者に本サービスを利用させる行為

(5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

(6) 他者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(7) 詐欺等の犯罪に結びつく行為または結びつくおそれのある行為

(8) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、または掲載する行為

(9) 出資法に違反する行為および無限連鎖講を開設等またはこれを勧誘等する行為

(10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(11) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為

(12) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール等を送信する行為または第三者が不快感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール等（嫌がらせメール等）を送信する行為

- (13) 暗号資産関連取引（暗号資産の売買等その他暗号資産に関連して行われる一切の取引をいいます。以下同じ。）のため、または暗号資産（暗号資産の指数を含む。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
- ① 行為者が直接経験または認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布する行為
 - ② 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと
 - ③ 徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと
 - ④ 暴行または脅迫を用いる行為
 - ⑤ 不正の手段、計画または技巧をなす行為
 - ⑥ 重要な事項につき虚偽の表示をし、または重要な事項を公表しないで、金銭その他の財産を取得する行為
 - ⑦ 暗号資産関連取引を誘引する目的で、虚偽の暗号資産の価格を利用する行為
- (14) 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引
- ① 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
 - ② 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引
 - ③ 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引
 - ④ 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己または他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、または重要な事項につき虚偽または誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
 - ⑤ 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、または安定させる目的をもって行う一連の暗号資産関連取引に係る取引
- (15) 内部者が、暗号資産関係情報（暗号資産に関する公表されていない暗号資産を取り扱う業者および内部者に係る情報であって、お客様の取引判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいいます。）をその者の内部者としての地位に関して知って行う当該暗号資産関係情報に係る暗号資産関連取引
- (16) 架空の名義または他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
- (17) マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に該当する行為またはこれらに類似する行為と当社が判断する行為
- (18) 本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
- (19) 虚偽の登録情報を当社に届け出る行為

- (20) 当社の承諾を得ることなく本サービスにより取得した情報を本サービス以外の目的で利用または第三者に開示もしくは漏洩する行為
 - (21) 自らまたは第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為
 - (22) 取引とは関係がないと思われる入出金または短時間での注文を繰り返し行う行為
 - (23) 同一人物が複数の本口座を開設する行為（同一人物であると当社が合理的に判断する場合を含みます。）
 - (24) 複数人物が一つの本口座を利用する行為またはお客様本人以外の第三者に本口座を利用させる行為
 - (25) 暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはこれを試みる行為
 - (26) 本サービス用設備につき逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等を行う行為
 - (27) 前各号の行為を助長する態様または目的で情報を発信または拡散する行為
 - (28) その他当社が不適切であると認める行為
2. 当社はおお客様の提供した情報が第1項各号の行為のいずれかに関連する情報であることを知った場合には、事前にお客様に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし当社はおお客様が提供する情報（データおよびコンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。
3. お客様が当社と行う取引について第1項各号の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該違反行為の全部または一部を停止させ、本口座の停止解約等、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。取引がある場合は、過去に遡り取引を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はおお客様に請求できるものとします。また当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお当社はいかなる理由であっても当該取引の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第26条（解約等）

1. 当社はおお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知、催告等を要することなくお客様の本サービスの利用の全部もしくは一部を停止し、または本サービスを解約することができるものとします。
- (1) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (2) 差押え、仮差押えまたは競売の申立てがあった場合

- (3) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始等の申立てがあった場合
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当した場合
- (6) お客様が死亡した場合、または制限行為能力者となった場合
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認手続その他の当社が実施する取引に関する確認（当社が提供を求める書類等の確認を含みます。）に対して、お客様が応じられない場合（合理的な期間内に取引時確認に必要な対応が行われないことを含みます。）
- (8) 当社が定める口座開設基準もしくは取引開始基準を満たしていないことが判明し、または満たさなくなった場合
- (9) お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を含みます。）が行っていると当社が判断した場合
- (10) お客様から預託された資産の全部または一部が犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合
- (11) 反社会的勢力であると当社が判断した場合
- (12) 反社会的行為を行ったと当社が判断した場合
- (13) 本約款および個別約款等または取引ルールの変更に同意しない場合
- (14) 本約款および個別約款等または取引ルールに違反した場合
- (15) お客様が手数料、不足金その他当社に対して負担する金銭債務を支払期日までに支払わなかった場合
- (16) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
- (17) 第 14 条（電磁的交付）の承諾を撤回した場合
- (18) 連絡が不能である場合
- (19) 本サービス用設備の装置上、システム上の脆弱性を利用し当社が予め想定し得ない操作が行われていると認められた場合、もしくはそのような行為と疑われる行為をしたと認められる場合。当社の認めていないプログラムの使用等により当社のシステムの意図から外れた方法または過大なアクセスにより当社のシステムおよび他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- (20) 短時間または頻繁に行われる注文または取引であって、当社のシステムまたは他のお客様もしくは当社がお客様に提供する商品に対する当社が行なうリスクヘッジのための取引に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- (21) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合
- (22) 当社もしくは当社の役職員に対する誹謗中傷、罵倒するような発言を電話もしくは電子メール、お問い合わせ画面、または公の場で継続的または断続的に行った場合

(23) その他本サービスを利用させることが不適切であると当社が認める場合

2. お客様は前項第1号から第5号までのいずれかに該当したときは、当然に当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
3. お客様は、第1項第6号から第23号までのいずれかに該当したときは当社の請求により当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
4. 当社は第1項各号に掲げる場合において、必要と認めるときは当社がお客様のために保有する資産を当社が適切と認める方法により処分することができるものとします。
5. お客様は当社が定める方法により本サービスの解約を申し込むことができますものとします。解約時における手数料は発生しないものとします。
6. 本サービスが解約された場合には、当社は、お客様のために保有する資産を金融機関の口座への振込みその他当社が適切と認める方法によりお客様に返還することができるものとします。当該返還に要する費用はお客様の負担とし、お客様のために保有する資産が当該費用に不足する場合には不足分の支払いがない限り当社は返還義務を負わないものとします。また1円未満の端数、当社取扱最小単位未満の暗号資産の返還義務を負わないものとします。
7. お客様の年齢が満80歳に達した場合、当社はお客様に対して解約の通知をすることにより、お客様の本サービスの利用の全部もしくは一部を停止し、または本約款及び個別約款等に基づく当社とお客様との間の契約を解除することができるものとします。なお解約期限は満80歳に達した誕生月の月末日迄とします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約

するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第28条（他サイトへのリンク）

1. 当社ウェブサイトから第三者のウェブサイトへリンクする場合および第三者のウェブサイトから当社ウェブサイトへリンクする場合等においても、当該第三者のウェブサイトはそれぞれの運営者が独立して管理しており、当社はその内容や安全性などについては関知しておらず、お客様が当該第三者のウェブサイトアクセスしたことによって生じた損害について一切の責任を負いません。

第29条（免責事項）

1. 当社は次の各号に掲げる損害については債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。ただし当該損害が当社の故意または重大な過失による債務不履行または不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。
 - (1) 第23条第1項各号に定める事由に起因する損害
 - (2) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をお客様が遵守しないことに起因する損害電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する損害
 - (3) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律その他の法令または裁判所の命令に基づく強制的な処分に起因する損害
 - (4) 本サービスに関する法令の新設、改廃、解釈の変更等（その効果が過去に遡及する場合を含みます。）に起因する損害
 - (5) 当社ウェブサイトとのリンクの有無を問わず、他社サービスまたは他社アプリケーションの提供、変更または終了等に起因する損害
 - (6) 暗号資産のハードフォーク（不可逆的な仕様変更）が生じ、暗号資産の取引台帳が分岐し、相互に互換性がなくなることで、価値が下落し、または取引が遡って無効になること等により生じた損害
 - (7) インターネットの遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害
 - (8) その他当社の責めに帰することができない事由に起因する損害

2. 当社はお客様が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。ただし当該紛争が当社の故意または重大な過失による債務不履行または不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。
3. 当社は本サービスによりお客様が取得し、または保有する暗号資産の価値、機能、使用先および用途につき何ら保証を行うものではなく、一切の責任（瑕疵担保責任を含みます。）を負わないものとします。ただし当社の故意または重大な過失による債務不履行または不法行為によって暗号資産の価値、機能、使用先および用途について瑕疵、支障が生じた場合はこの限りではありません。

第30条（損失補填の禁止）

1. 当社は次の各号に掲げる「損失補填行為」についてお客様から要求された場合、禁止行為として応じられないものとします。
 - (1) 暗号資産関連取引についてお客様に損失が生じることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合、当社または第三者がその全部または一部を補填し、または補足するためお客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
 - (2) 暗号資産関連取引につき生じたお客様の損失の全部若しくは一部を補填し、または生じたお客様の利益に追加するために財産上の利益を提供する旨を、お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
 - (3) 暗号資産関連取引につき生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補填し、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
2. お客様に説明した後も前項の要求が継続する場合には、取引の全部または一部を停止し、または口座を凍結することができるものとします。

第31条（損害賠償）

1. お客様が当サービスの履行に関し故意または過失により本約款および個別約款等に定める義務に違反し、その他お客様の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、お客様は当社が被った一切の損害（当該損害を補填するために当社が負担する弁護士費用等の諸費用等を含みます。）を賠償するものとします。
2. 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず当社のお客様に対する損害賠償の範囲は当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。また当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、その事由の

如何にかかわらずお客様の逸失利益（得べかりし利益）について当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 前項その他当社の損害賠償責任を免責する規定は消費者契約法その他法令で認められる範囲でのみ効力を有するものとします。なお消費者契約法その他法令で当社の損害賠償責任の免責が認められない場合においても当社に故意または重過失がある場合を除き当社の賠償責任は原則として損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 か月の期間に当該お客様から現実に受領した第 11 条に定める手数料の総額を上限とするものとします。

第32条（著作権、財産権その他の権利）

1. 本サービスに含まれているコンテンツおよび個々の情報、商標、画像、動画、広告、デザイン等（以下「コンテンツ等」といいます。）に関する著作権、商標権その他の財産権は当社もしくは当該コンテンツ等を創作した著作者または著作権者に帰属しています。また、本サービスおよび関連して使用されている全てのソフトウェアは知的財産権に関する法令等により保護されている財産権を含んでいます。
2. お客様は当社および著作権その他の財産権を有する第三者から利用・使用を許諾されている場合および法令により権利者からの許諾なく利用または使用が許容されている場合を除き、本サービスの内容を複製、編集、改変、掲載、転載、公衆送信、配布、販売、提供、翻訳その他あらゆる利用または使用を行わないものとします。
3. お客様が前項に反する行為によって被った損害については当社は一切の責任を負いません。また、お客様がこれらの行為によって利益を得た場合、当社はその利益相当額を請求できる権利を有するものとします。

第33条（譲渡・質入れ等の禁止）

1. 本約款および個別約款等によるお客様の契約上の地位その他本サービスにかかる一切の権利は、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第34条（分離可能性）

1. 本約款および個別約款等のいずれかの条項が消費者契約法その他の法令等により無効となった場合にも、その無効は本約款および個別約款等の他の条項に影響せず、本約款および個別約款等の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。

第35条（クーリングオフ）

1. お客様は本サービスの性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ないものとします。

第36条（準拠法、裁判管轄）

1. 本約款および個別約款等の準拠法は日本法とし本約款および個別約款等または本サービスに関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（協議）

1. 当社およびお客様は本約款および個別約款等に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には互いに信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

【令和2年3月12日制定】

【令和2年7月8日改定】